

# 義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定状況調査の概要（第5回）

平成25年7月  
内閣府地方分権改革推進室

## 1. 条例制定状況調査の概要

施設・公物の設置管理等に関する従来の全国一律の基準について、第1次・第2次一括法等により、条例に委任されたことを受け、平成24年度末時点での条例の制定状況、独自基準の制定状況等について調査を行った。

## 2. 調査結果の概要

※今回は第5回目の調査。全国の全ての都道府県・市区町村(1,789団体)から回答。

### (1) 条例の制定状況 (平成25年2(3)月議会までの制定状況)

⇒ 各自治体で必要と判断される条例については、全ての自治体で制定済。

### (2) 地域の実情を踏まえた、国の条例制定基準とは異なる内容の独自の基準

⇒ まちづくり・くらしづくりなどの地域の課題解決に資する独自基準を定めた条例の制定、運用が進んでいる。

### (3) 条例制定に関する立案時の工夫点、周知方法及び具体的改善点に係るアンケート

⇒ 部局横断的に検討する場を利用した立案や、ホームページ、広報紙、テレビ等でのわかりやすさに配慮した周知、制定された独自基準による住民サービスの向上等の改善点について回答があった。

### (参考)(2) 独自基準の制定状況

#### ○制定したいいずれかの条例で独自基準を制定している団体

- ・都道府県(100%)
- ・指定都市(100%)
- ・中核市(100%)
- ・他の市区町村(79.6%)

#### ○分野ごとの独自基準の制定状況

- ・公営住宅の入居基準(1,679団体中、1,102団体(65.6%))
- ・道路構造の技術的基準(1,783団体中、566団体(31.7%))
- ・保育所の設備・運営の基準(109団体中、98団体(89.9%))
- ・特別養護老人ホームの設備・運営の基準(109団体中、103団体(94.5%))
- ・職業能力開発促進法関係の基準(48団体中、17団体(35.4%))等

### (参考)(3) 条例制定に関するアンケートの回答内容

#### 条例立案時の工夫点

- ・パブリックコメント等による外部意見の聴取
- ・部局横断体制で立案
- ・事業者や住民の混乱を避けるため近隣自治体間での基準の調整
- ・自治体の課題解決に資するような基準の検討等

#### 周知方法

- ・多くがホームページを活用
- ・広報紙、パンフレットの活用
- ・業界団体等への通知
- ＜その他の周知方法＞
- ・事業者への直接通知
- ・ケーブルテレビ等の活用等
- ＜周知に際して工夫した点＞
- ・わかりやすい資料や表現等

#### 独自基準を定めることで具体的に改善した点

- ・住民サービスの向上
- ・安心安全の向上
- ・事務の効率化
- ・法令に対する職員の意識の向上等

# 条例制定に関するアンケート結果の概要

(参考)

施設・公物の設置管理基準等について、条例制定に関する立案時の工夫点、周知方法及び具体的改善点に係るアンケート結果は以下のとおり。 ※1,314の都道府県・市区町村が回答。1団体が複数回答している場合あり。

## (1) 条例立案時の工夫点<417団体回答>

### 都道府県<38団体>

- ・住民に対するアンケートの実施等外部意見の聴取<32団体>
- ・関係課によるプロジェクトチームの設置等<16団体>
- ・地域特性を考慮した条例の立案<5団体>
- ・制定する条例の間で規定の整合をとるなどの調整<3団体> 等

### 市町村<379団体>

- ・パブリックコメント等による外部意見の聴取<178団体>
- ・庁内に検討チームを作るなど等部局横断的に対応<71団体>
- ・近隣団体との規定の整合をとるなど調整<65団体>
- ・現場調査等を行う等地域特性を考慮した条例の立案<36団体> 等

## (3) 具体的改善点<221団体回答>

### 住民サービスの向上<96団体>

- ・保育所等で省令を上回る基準を定め、住民サービスが向上 等

### 安心安全の向上<52団体>

- ・歩道を設けない道路で幅広な路肩を設置し、通行者の安全を確保 等

### 地域の実情に応じた基準<39団体>

- ・社会福祉施設の基準で自治体の実情に合った基準を規定 等

### 事務の効率化<22団体>

- ・委員選出方法等を見直し、審議会の運営を効率化 等

### コミュニティの改善<5団体>

- ・公営住宅に新婚等若い世帯の入居が可能となり、高齢化が改善 等

### 職員の意識の向上<4団体>

- ・職員の法令に関する意識が深まり、実務に良い影響 等

## (2) 周知方法<1,070団体回答>

### 周知方法の種類<1,070団体>

全自治体に占める周知方法の割合

	ホームページ	広報紙	パンフレット	業界団体等に通知を发出	その他
都道府県	89.4%	23.4%	8.5%	80.9%	61.7%
市区町村	39.8%	17.2%	2.4%	15.6%	13.5%

※選択肢を設けたアンケート。母数は都道府県47団体、市区町村1,742団体。

### 周知方法(「その他」の内容)<238団体>

- ・業者の集団指導や説明会で周知<108団体>
- ・事業者への直接通知<36団体>
- ・ケーブルテレビなどの広報媒体による周知<26団体> 等

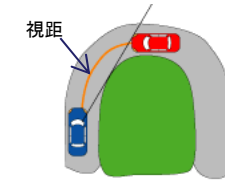
### 周知方法の工夫点<86団体>

- ・国の基準との対比して違いを明確化する等資料や表現の工夫<27団体>
- ・関係機関の会議で周知するなど説明会や会議の工夫<25団体>
- ・管内の全事業者に条例の解説等を送付する等通知の工夫<24団体> 等

# 国の基準と異なる地方独自の基準の具体例 (1)

## 道路の構造基準

	国の基準	地方独自の基準(条例)
視距(道路の見通し距離)	20m以上	氷結路面では制動距離が長くなることから延長【北海道、北海道石狩市等】
交差点	5以上の道を交差させることは原則不可	ラウンドアバウトにより交通の円滑化が図られる場合、例外的に5以上の道を交差可能【長野県飯田市】
避難のための通路等	基準なし	津波により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所には避難のための通路等を設けるよう規定【和歌山県】



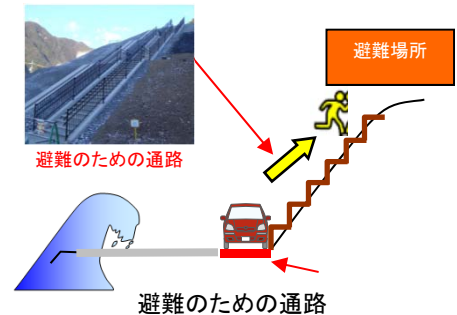
設計速度	視距	
	国基準	独自基準
60km/h	75m以上	100m以上
50km/h	55m以上	70m以上
40km/h	40m以上	45m以上
30km/h	30m以上	30m以上
20km/h	20m以上	25m以上

視距



「ラウンドアバウト」とは…円形平面交差点のうち、環道の交通が優先される交差点

ラウンドアバウト



避難のための通路

## 道路の標識基準

	国の基準	地方独自の基準(条例)
案内標識及び警戒標識の寸法や文字の大きさ	縮小不可	狭隘な道路等で 自動車の通行に支障を及ぼす恐れがある場合に縮小可能【愛知県大口町、熊本県南小国町等】

## 都市公園の設置基準

	国の基準	地方独自の基準(条例)
運動施設等の建ぺい率の特例	100分の10	降灰防除地域内の運動施設等については、100分の20に拡大【鹿児島県】



案内標識の縮小の例 (金沢市)

## 国の基準と異なる地方独自の基準の具体例（2）

### 公営住宅の入居基準

	国の基準	地方独自の基準(条例)
入居者の対象範囲 (裁量階層)	未就学児童がいる世帯、 高齢者がいる世帯	被災者を追加【新潟県】 DV被害者を追加【大分県日出町】

### 公営住宅の整備基準

	国の基準	地方独自の基準(条例)
住宅の整備の方針	安全等を考慮し、入居者 等にとって便利で快適な ものとなるように整備	災害発生時に広く市民の安全安心の確保に資するよう考慮して防災機能を整備することを義務化【松山市】

### 障害福祉サービス事業の設備・運営基準

	国の基準	地方独自の基準(条例)
生活介護事業所の 利用定員	原則20人	整備を促進するため、設置から3年間は10人以上とすることを可能に【滋賀県、大津市】

### 特別養護老人ホームの設備・運営基準

	国の基準	地方独自の基準(条例)
法人の役員及び 従業者	施設長:社会福祉事業に 2年以上従事 等	運営する法人の役員及び従業者について、暴力団の排除及び暴力団の支配を受けてはならないことについて規定【大津市、奈良市等】